

## 産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設置者名	新潟特殊企業株式会社
施設名称	バイオマスエコセンター
設置場所	新潟県阿賀野市かがやき5911番地28
問合せ先	0250-47-4977

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（産業廃棄物処理施設の維持管理等）

法第十五条の二の三第二項 次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

### 1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項	別添のとおり
--	--------

### 2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第一号	焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）	以下のとおり





二 前条第五項の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第二号カの規定による測定（令第七条第十二号に掲げる施設  
 にあつては、前条第五項第二号ロ及びハの規定による測定を含む。）に関する次に掲げる事項

（状況：第53期分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

		1回目	2回目	3回目	4回目
採取した位置					
採取した年月日					
測定結果の得られた年月日					
ダイオキシン類の濃度（単位：ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> ）					
		1回目	2回目	3回目	4回目
採取した位置					
採取した年月日					
測定結果の得られた年月日					
ばい煙濃度	硫黄酸化物（単位：Nm <sup>3</sup> /h）				
	ばいじん（単位：g/Nm <sup>3</sup> ）				
	塩化水素（単位：mg/Nm <sup>3</sup> ）				
	窒素酸化物（単位：cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> ）				